

東御市上下水道事業運営審議会次第

日 時 令和3年10月15日(金)
午後1時30分から
場 所 勤労者会館2F大会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長挨拶
- 4 自己紹介
- 5 会長の選出について
- 6 会長職務代理者の指名について
- 7 説明事項
 - (1) 水道事業について 【資料1】
 - (2) 下水道事業について 【資料2】
 - (3) 上下水道事業決算について 【資料3】
 - (4) スマホ決済運用状況及び
スマート水道メーターの実証実験について 【資料4・資料5】
 - (5) 中長期収支計画の見直しに向けた検証について 【資料6】
- 8 その他
- 9 閉 会

東御市上下水道事業運営審議会委員名簿

任 期:令和3年9月1日から令和5年8月31日
(敬称略)

氏 名	区 名	備 考
西 山 福 恵	切 久 保	
斉 藤 哲	東 町	
花 岡 豊 一	出 場	
堀 育 夫	新 屋	
関 昌 子	県	
唐 沢 元 生	御 牧 原 北 部	
寺 島 一 利	桜 井	
栗 原 陽 子	田 中	
阿 部 貴 代 枝	別 府	
櫻 林 美 月	栗 林	
小 宮 山 和 子	下 之 城	
田 口 恒 敏	赤 岩	
成 山 喜 枝	田 中	

都市整備部上下水道課 <<事務局> TEL:(直通) 71-9100 (代表) 62-1111 内線1401 FAX: 62-0233	職 名	氏 名
	部 長	土屋 親功
	課 長	勝山 修
	水 道 係 長	中山 尉織
	下 水 道 係 長	別府 裕
	業 務 係 長	関 昌徳
	業 務 係	堀 茜
	業 務 係	酒井 詠史

○東御市上下水道事業運営審議会条例

平成16年4月1日

条例第127号

改正 平成20年3月25日条例第17号

(設置)

第1条 東御市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年東御市条例第155号）の規定に基づく水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の管理運営に関する事項について調査審議するため、東御市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 上下水道事業に係る使用料等に関する事項
- (2) 上下水道事業の管理運営に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は15人以内をもって組織し、委員は識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第17号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(1) 水道事業について

1) 事業の概要

① 市内の水道事業



東御市の水道事業は、市が直接運営する「東御市上水道」と「佐久水道企業団」、「小諸市上水道」の3つの事業体により行われています。



【給水区域内人口／令和3年3月31日現在】

○東御市水道事業	(27,385人)
○佐久企業団水道事業	(1,611人)
○小諸市上水道事業	(826人)

② 東御市水道事業の主な水道施設

水道事業は、水源、配水池、浄水池、配水管、給水管などの水道施設を利用して水を供給しています。

③ 東御市水道事業の施設概要

東御市の水源は30箇所、その水を貯めるための配水池等が市内に38箇所あります。また、水を供給するための管路が約350kmあります。

2) 業務の概要

① 業務量の状況（令和3年3月31日現在）

○東御市水道事業の給水人口は、	27,339人
○年間の配水量は、	3,518,122m ³

② 水道施設の更新状況

水道事業では、古くなった水道施設を計画的に更新をしています。現在は、古い石綿管の布設替えや配水池などを少しでも長く使用するための改修工事、安定的な水を確保するための水源ポンプなどの更新を中心に実施しています。

○石綿管布設替事業

石綿管残延長	令和2年度末	539m
	令和3年度末	251m
	令和4年度布設替実施予定延長	251m

○水道施設長寿命化事業

集中監視システム更新工事

八重原地区監視システムの老朽化及び使用回線のデジタル通信モードのサービス終了に伴い、東部地区監視システムへ統合します。

○給水区域安定化事業

八重原水系 濁り水の発生しやすい管路について、約220mを配水用ポリエチレン管に布設替えし、安定供給を図ります。

○ポンプ等機械設備の更新

ポンプ設置状況	取水ポンプ	19基
	送水ポンプ	12基
	加圧給水ポンプ	11基
今年度の更新	出場第2水源取水ポンプ	1基
	上八重原水源取水ポンプ	1基

3) 水道施設の防災対策

もしもの時のために、給水車1台を所有しています。その他に民間委託業者と災害時の応援協定を提携して民間業者が所有する給水車の応援を受けられる体制を整えています。

また、隣接する上田市・小諸市と緊急用の連絡管を接続して有事の際は、お互いの水を供給できる体制を整えています。

拠点となる配水池には、可動式の発電機を設置して停電時の一時的なバックアップ電源の確保をしています。

さらに、非常用給水袋（6ℓ）を600袋を常備しています。

(2) 下水道事業について

1) 水洗化状況等(令和3年3月31日現在)

① 公共下水道区域2地区

地区(事業)名	計画人口	区域内人口	水洗化人口	水洗化率
東部地区(公共下水道)	16,010	19,595	18,518	94.5%
北御牧地区(特定環境保全公共下水道)	1,440	1,384	1,192	86.1%
計	17,450	20,979	19,710	94.0%

② 農業集落排水10地区(5地区は公共下水道区域へ編入済み)

地区名	計画人口	区域内人口	水洗化人口	水洗化率
金井地区(R3.4.1に公共管渠切替)	480	521	482	92.5%
田沢地区(R4.4.1に公共管渠切替)	590	593	575	97.0%
新屋地区(R5.4.1に公共管渠切替)	710	722	694	96.1%
東上田地区(R6.4.1に公共管渠切替)	1,020	1,090	1,033	94.8%
別府地区(公共:滋野北地区)	1,300	-	-	-
滋野地区(公共:滋野東地区)	960	-	-	-
和南部地区(R3.4.1に公共管渠切替)	1,220	1,272	1,206	94.8%
八重原地区	790	813	754	92.7%
下八重原地区	610	631	501	79.4%
羽毛山地区	350	352	320	90.9%
計	8,030	5,994	5,565	92.8%

③ コミュニティプラント3地区、大型合併処理浄化槽2地区

地区名	計画人口	区域内人口	水洗化人口	水洗化率
寺坂コミュニティプラント	230	284	284	100.0%
山崎コミュニティプラント	100	102	95	93.1%
白樺池コミュニティプラント	90	108	105	97.2%
常満大型合併浄化槽	500	110	110	100.0%
玉の井大型合併浄化槽	50	19	6	31.6%
計	970	623	600	96.3%

水洗化集計

地区数	計画人口	区域内人口	水洗化人口	水洗化率
下水道17地区(①+②+③)	26,450	27,596	25,875	93.8%
④浄化槽区域	---	2,226	1,830	82.2%
合計(①+②+③+④)		29,822	27,705	92.9%

※浄化槽を含めた水洗化率は、平成31年度(令和2年3月31日)対比で、0.3%の増となりました。
 ※別府、滋野の2地区については公共下水道区域へ編入され、汚水処理は東部浄化センターで処理しているため東部地区(公共下水道)として計上しています。(令和3年3月31日現在)
 ※和南部、金井、田沢の3地区については、公共下水道区域へ編入されましたが、汚水処理は現有施設で処理しているため農業集落排水地区として計上しています。(令和3年3月31日現在)

2) 現在進めている主な事業

① 新たな下水処理計画

下水道整備から一定の期間が経過し、今後は人口減少等の社会情勢の変化を踏まえたうえで、適正かつ効率的な施設の更新や維持管理を行い、恒久的な下水道サービスを提供していく必要があります。そのため、将来的な経費削減と平準化による下水道事業の経営状況の改善により、持続的・安定的な下水道事業の推進を図るため、「新たな下水処理計画」に平成28年度から着手しました。

平成29年度に農業集落排水地区の別府、滋野、和南部の3地区、平成31年度に金井、田沢の2地区、令和2年度に新屋、東上田並びにコミュニティプラントの寺坂地区について公共下水道区域への編入が完了しております。

接続工事については、令和元年4月1日に滋野北(旧農集別府)処理区を公共下水道管渠へ切替え、続いて令和2年4月1日に滋野東(旧農集滋野)処理区を公共下水道管渠へ切替え、令和3年4月1日に金井処理区並びに和南部処理区の切り替えが完了し、東部浄化センターでの処理としています。

引き続き、計画どおりの事業進捗を図ってまいります。

② 下水道施設長寿命化事業

老朽化した下水道施設の改築・更新を行う長寿命化事業に取り組んでいます。

ア 東部浄化センター再構築実施設計

特に緊急性の高い施設の改築・更新を行い、施設の長寿命化を図る事業です。

主に自家発電設備等に係る実施設計を日本下水道事業団との協定委託で実施しました。

令和3年度から令和4年度にかけて、自家発電設備等の改築更新工事を進めていきます。

イ 公共下水道施設長寿命化対策

老朽化しているマンホールポンプ設備を更新する長寿命化対策事業です。

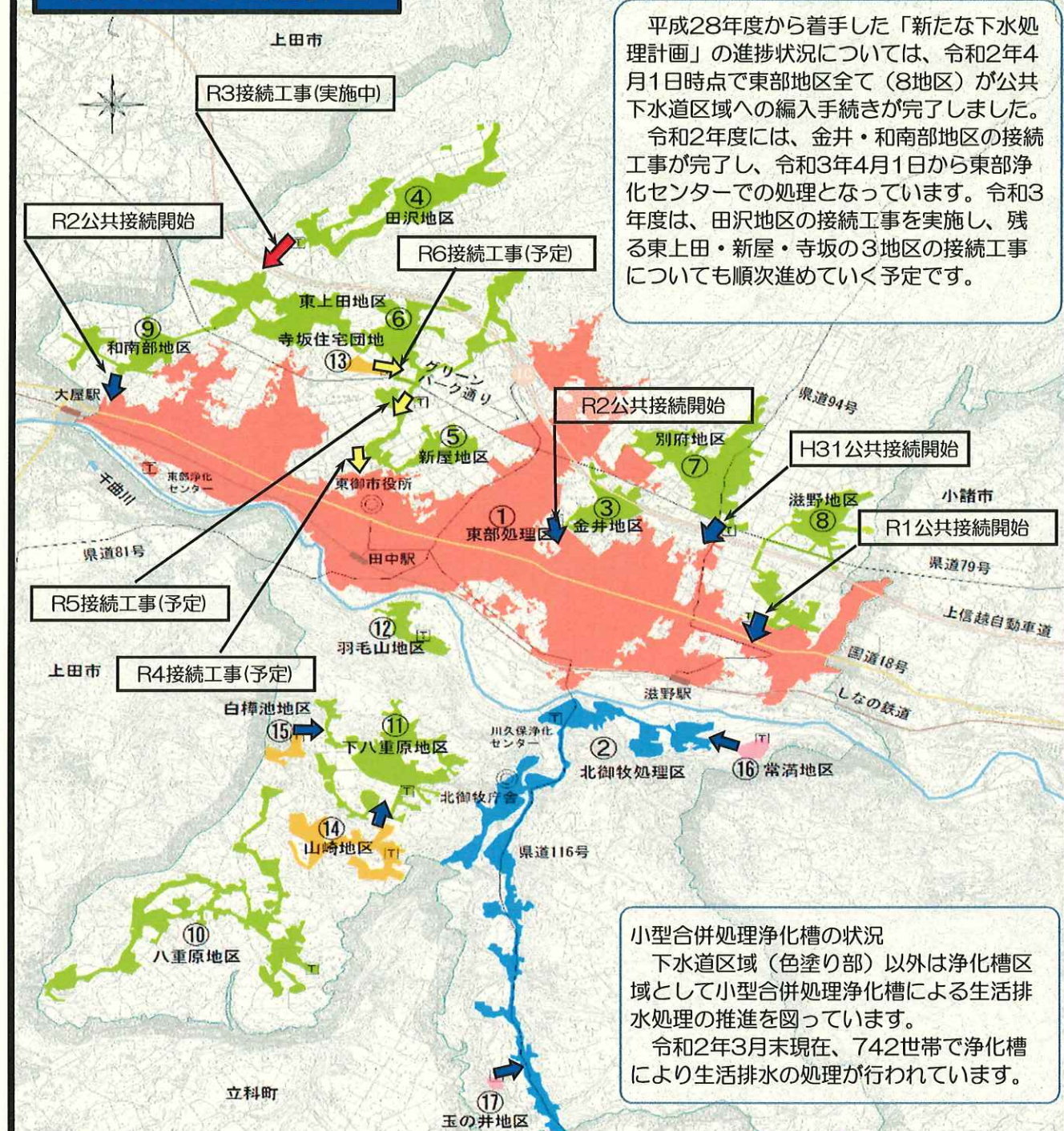
平成29年度に東部処理区のマンホールポンプ場施設の調査・基本設計を行い、平成30年度に実施設計、平成31年度から2ヵ年にかけて、マンホールポンプ場及び非常通報装置等の更新工事を実施しました。

③ 東部湯の丸サービスエリア 公共下水道接続事業

現在、東部湯の丸サービスエリアの汚水処理については、合併処理浄化槽であり「東日本高速道路路側」との協議を経て、公共下水道へ接続する運びとなりました。令和3年度に基本設計、令和4年度に実施設計を行い、令和5年度から令和6年度にかけて接続工事を実施する予定です。

尚、年間下水道使用料収入見込みは約10,000千円程度です。

新たな下水処理計画



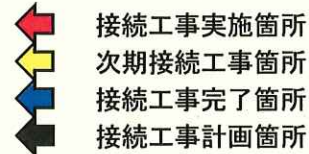
平成28年度から着手した「新たな下水処理計画」の進捗状況については、令和2年4月1日時点で東部地区全て（8地区）が公共下水道区域への編入手続きが完了しました。令和2年度には、金井・和南部地区の接続工事が完了し、令和3年4月1日から東部浄化センターでの処理となっています。令和3年度は、田沢地区の接続工事を実施し、残る東上田・新屋・寺坂の3地区の接続工事についても順次進めていく予定です。

小型合併処理浄化槽の状況
下水道区域（色塗り部）以外は浄化槽区域として小型合併処理浄化槽による生活排水処理の推進を図っています。令和2年3月末現在、742世帯で浄化槽により生活排水の処理が行われています。

下水道施設一覧表

番号	地区名	編入年度(予定)	現状区域	新たな区域
1	東部	-	公共下水道	公共下水道
3	金井	平成30年度	現公共区域	公共下水道
4	田沢	平成30年度		
5	新屋	令和2年度	農業集落排水	農業集落排水7地区とコミュニティ・プラント1地区を平成28年度から令和2年度までに順次編入し、令和7年度までに接続(予定) ※別府・滋野・和南部・金井・田沢の5地区は編入済 ※滋野地区接続工事実施中
6	東上田	令和2年度		
7	別府	平成28年度	現公共区域	公共下水道
8	滋野	平成28年度		
9	和南部	平成28年度	コミュニティ・プラント	特定環境保全公共下水道
13	寺坂	令和2年度	コミュニティ・プラント	特定環境保全公共下水道
2	北御牧	-	特定環境保全公共下水道	特定環境保全公共下水道
16	常満	令和8年度	大型合併処理浄化槽	大型合併処理浄化槽2地区を令和8年度から令和9年度で編入(予定)
17	玉の井	令和9年度	大型合併処理浄化槽	大型合併処理浄化槽2地区を令和8年度から令和9年度で編入(予定)
10	八重原	-	農業集落排水	農業集落排水
11	下八重原	-		
12	羽毛山	-	コミュニティ・プラント2地区を令和7年度から令和8年度で下八重原へ編入(予定)	コミュニティ・プラント2地区を令和7年度から令和8年度で下八重原へ編入(予定)
14	山崎	令和7年度	コミュニティ・プラント	コミュニティ・プラント
15	白樺池	令和8年度	コミュニティ・プラント	コミュニティ・プラント

※編入年度(予定)は、都市計画法及び下水道法の認可後に編入する手続年度です。
新たな区域への接続工事及び東部浄化センター改修は、国の補助を受けながら順次行います。



社会資本整備総合交付金事業 公共下水道東部湯の丸SA下水道管渠接続



下水道管渠接続延長 L≒790m
(リブ付硬質塩化ビニル管φ150mm)
※全線自然流下(水管橋横断 1箇所)

事業予定
R3:基本設計
R4:実施設計
R5:第1期工事
R6:第2期工事

現在、東部湯の丸サービスエリア（以下【SA】）の汚水処理については、単独合併処理浄化槽であり「東日本高速道路(株)」との協議を経て、公共下水道（東部地区）へ接続する運びとなりました。令和2年度において、下水道法に基づいた計画変更認可事務手続きが完了し、令和3年度から基本設計、令和4年度に実施設計、令和5年度に第1期工事として、下流既存本管（コメリ南側）から高速道路下り線料金所（管理棟）までの工事を進め、令和6年度に第2期工事として、東部湯の丸SA（上り）既存浄化槽までの工事を実施予定です。尚、公共下水道へ接続されると、下水道年間使用料約10,000千円程度が確保され、経営基盤の更なる安定化が図れる見込みです。

(3) 上下水道事業決算について

資料3

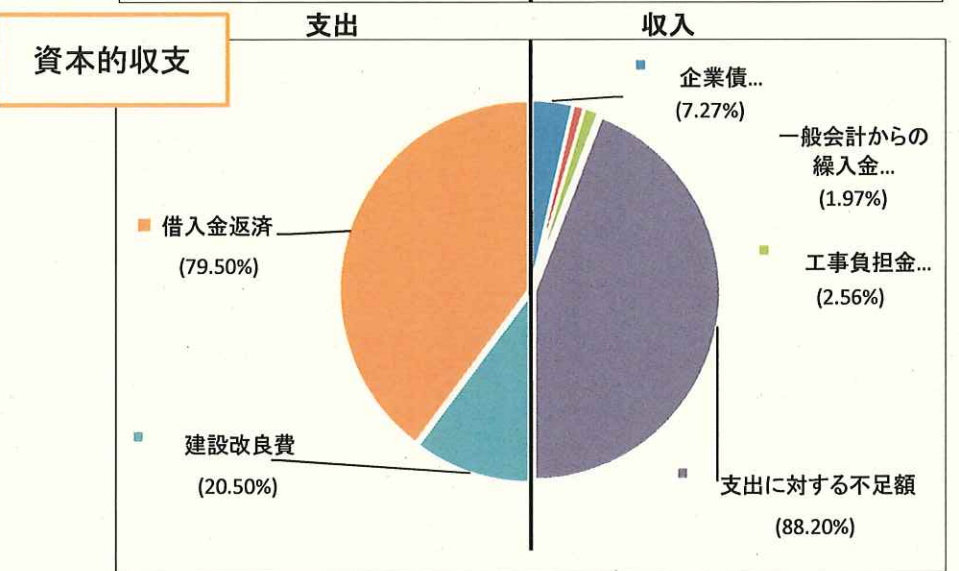
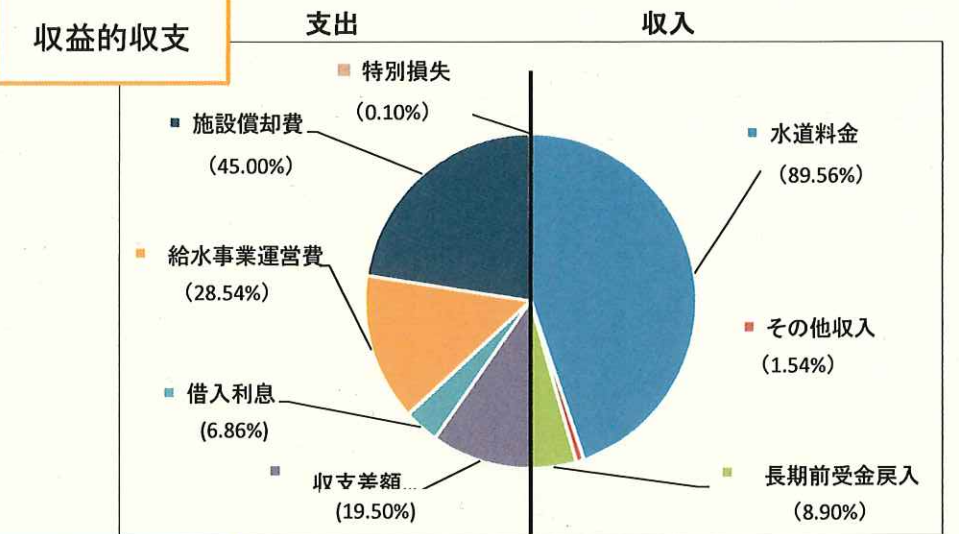
1) 令和2年度決算総括表(水道事業会計)

①収益的収入及び支出(水をお届けするための収入と支出)

収 入				
項	目	本年度	前年度	増減額
1 営業収益		590,195	604,274	△ 14,079
	給水収益(水道料金)	582,462	592,776	△ 10,314
	受託工事収益	1,850	2,709	△ 859
	その他営業収益	5,883	8,789	△ 2,906
2 営業外収益		60,188	59,997	191
	受取利息及び配当金	80	100	△ 20
	他会計補助金	1,596	1,132	464
	長期前受金戻入	57,864	58,250	△ 386
	雑収益	648	515	133
合計 ア+イ		650,383	664,271	△ 13,888

(単位:千円:税抜)

支 出				
項	目	本年度	前年度	増減額
3 営業費用		478,286	487,946	△ 9,660
	原水及び浄水費	51,982	52,060	△ 78
	配水及び給水費	96,873	98,783	△ 1,910
	受託工事費	2,176	2,580	△ 404
	総係費	34,496	40,219	△ 5,723
	減価償却費	289,637	288,480	1,157
	資産減耗費	3,082	5,793	△ 2,711
	その他営業費	40	31	9
4 営業外費用		44,593	53,645	△ 9,052
	支払利息	44,593	53,645	△ 9,052
	雑支出	0	0	0
5 特別損失	過年度損益修正損	636	1,118	△ 482
6 純利益 (ア+イ)-(ウ+エ)-オ		126,868	121,562	5,306
合計 ウ+エ+オ+カ		650,383	664,271	△ 13,888



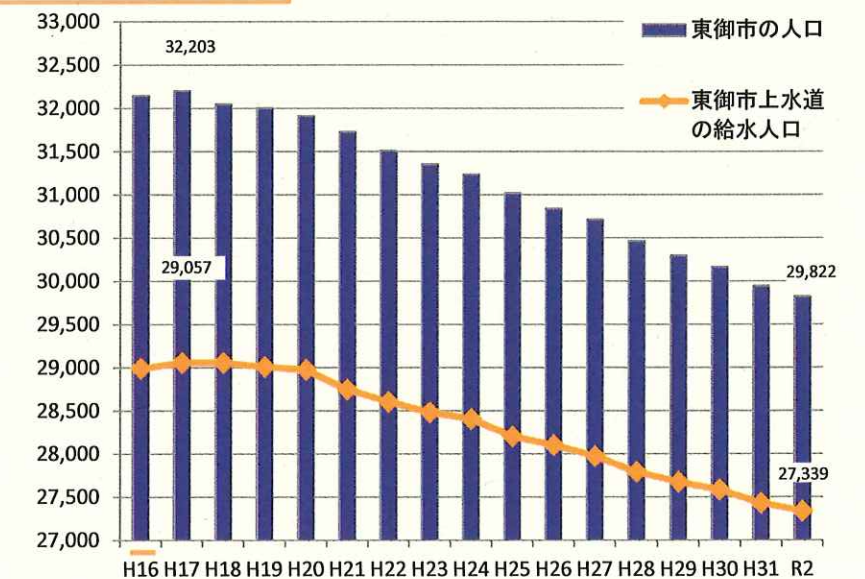
②資本的収入及び支出(施設を作るための収入と支出)

収 入				
項	目	本年度	前年度	増減額
1 企業債	建設企業債	25,000	33,000	△ 8,000
2 補助金	他会計補助金	5,040	4,919	121
3 負担金及び分担金		10,517	11,092	△ 575
	工事負担金	8,796	11,092	△ 2,296
	他会計負担金	1,721	0	1,721
4 収入が支出に不足する額 セ-(キ+ク+ケ)		303,373	333,768	△ 30,395
合計 キ+ク+ケ+コ		343,930	382,779	△ 38,849

(単位:千円:税抜)

支 出				
項	目	本年度	前年度	増減額
6 建設改良費		70,475	94,328	△ 23,853
	配水設備改良費	48,011	75,294	△ 27,283
	配水設備拡張費	1,780	2,970	△ 1,190
	固定資産購入費	20,684	16,064	4,620
7 企業債償還金		273,455	288,451	△ 14,996
合計 シ+ス		343,930	382,779	△ 38,849

東御市の人口及び東御市上水道の給水人口の推移



2) 令和2年度決算総括表(下水道事業会計)

①収益的収入及び支出(下水を処理するための収入と支出)

収 入				
項	目	本年度	前年度	増減額
1 営業収益		446,681	442,853	3,828 ア
	使用料	433,097	426,857	6,240
	受託工事収益	0	0	0
	その他営業収益	13,584	15,996	△ 2,412
2 営業外収益		893,493	907,950	△ 14,457 イ
	受取利息	55	55	0
	他会計補助金	536,441	554,718	△ 18,277
	長期前受金戻入	356,833	352,883	3,950
	雑収益	164	294	△ 130
合計 ア+イ		1,340,174	1,350,803	△ 10,629

(単位:千円:税抜)

支 出				
項	目	本年度	前年度	増減額
3 営業費用		1,029,463	1,034,609	△ 5,146 ウ
	管渠費	23,855	20,115	3,740
	処理場費	178,502	186,017	△ 7,515
	受託工事費	0	0	0
	総係費	86,359	95,781	△ 9,422
	減価償却費	740,747	732,696	8,051
	資産減耗	0	0	0
4 営業外費用		154,610	178,053	△ 23,443 エ
	支払利息	154,184	177,714	△ 23,530
	雑支出	426	339	87
5 特別損失	過年度損益修正損	422	907	△ 485 オ
6 純利益 (ア+イ)-(ウ+エ)-オ		155,679	137,234	18,445 カ
合計 ウ+エ+オ+カ		1,340,174	1,350,803	△ 10,629

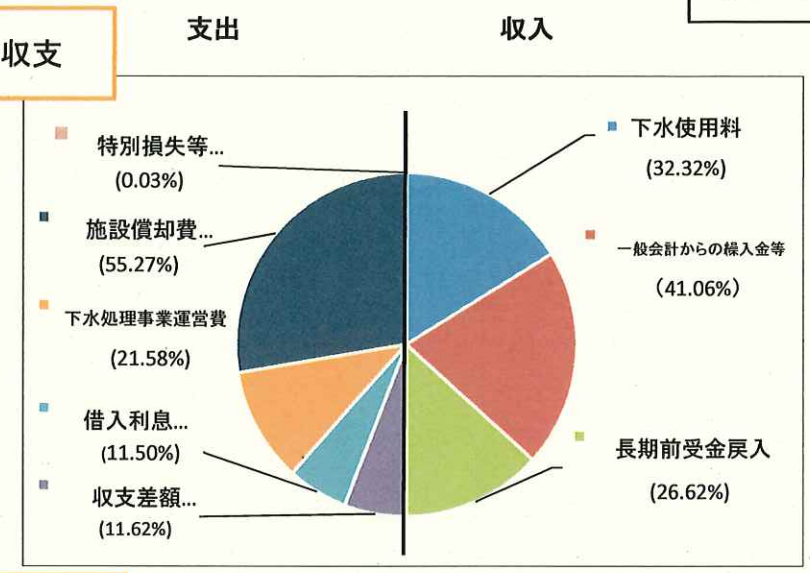
(単位:千円:税抜)

②資本的収入及び支出(施設を作るための収入と支出)

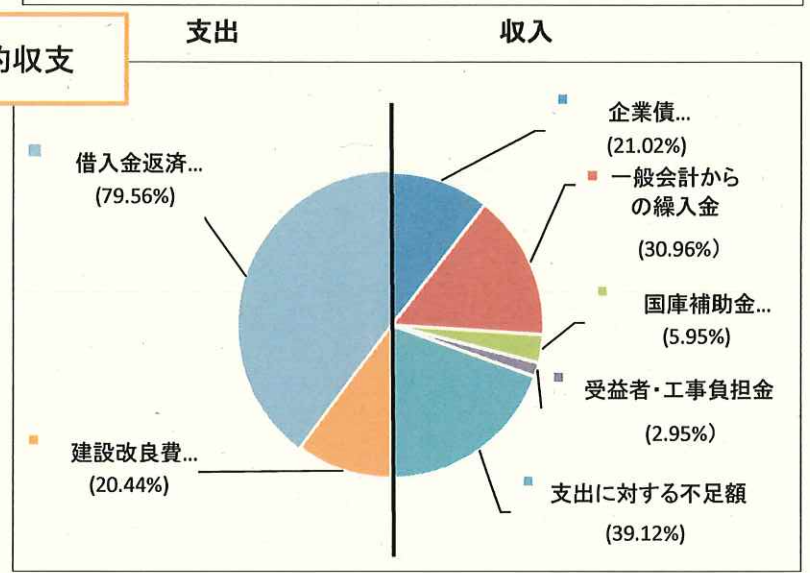
収 入				
項	目	本年度	前年度	増減額
1 企業債	企業債	234,000	191,800	42,200 キ
2 出資金	他会計出資金	337,000	490,000	△ 153,000 ク
3 補助金	国庫補助金	66,300	292,400	△ 226,100 ケ
4 負担金及び分担金		40,700	74,405	△ 33,705 コ
	受益者負担金	19,017	19,835	△ 818
	工事負担金	13,847	14,371	△ 524
	他会計負担金	7,836	40,199	△ 32,363
5 収入が支出に不足する額 セ-(キ+ク+ケ+コ)		435,594	449,137	-28,657 サ △13,543
合計 キ+ク+ケ+コ+サ		1,113,594	1,497,742	△ 384,148

支 出				
項	目	本年度	前年度	増減額
6 建設改良費		227,653	627,121	△ 399,468 シ
	建設事業費	226,488	625,435	△ 398,947
	固定資産購入費	1,165	1,686	△ 521
7 企業債償還金		885,941	870,621	15,320 ス
合計 シ+ス		1,113,594	1,497,742	△ 384,148 セ

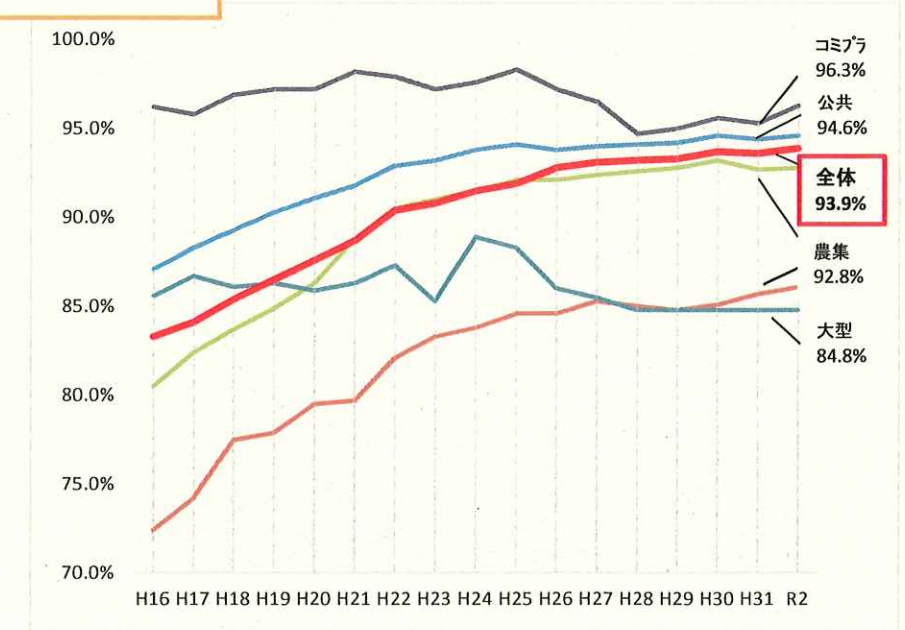
収益的収支



資本的収支



水洗化率



スマートフォン用アプリによる上下水道料金の 収納状況について

メリット

☆金融機関やコンビニエンスストアに出向かなくても支払いが可能となり、納付者の利便性の向上につながる。

【利用開始日】

令和3年4月1日から

【利用できるスマホ決済アプリ】

PayPay 請求書払い、LINE Pay 請求書支払い

【利用状況】

4月分	22件	(コンビニ収納全体件数	1,237件)	1.7%
5月分	50件	(コンビニ収納全体件数	1,165件)	4.3%
6月分	56件	(コンビニ収納全体件数	1,204件)	4.7%
7月分	68件	(コンビニ収納全体件数	1,304件)	5.2%
8月分	70件	(コンビニ収納全体件数	1,194件)	5.9%

湯の丸地区におけるスマート水道メーターの実証実験について

【現状】

市内全域：隔測付電子式水道メーターを設置済み
湯の丸地区：平成28年度に電子メーターの隔測部分に無線機を設置
⇒現地でスマホ検針機と無線機を通信し、検針作業を実施。

【課題】

- 冬期に積雪により、スマホ検針機と無線機の通信に不具合が発生し、検針が不可能な状況が発生。
- 平成28年度以降に建設された施設には、無線機が未設置の状態。

湯の丸地区に設置されている水道メーターのスマートメーター化 (水道検針の自動遠隔化)

メリット

☆積雪による通信の不具合が解消される。
☆現地に行かないので、安心・安全に検針できる。
☆天候に左右されず定期的に検針が可能となる。(大雪により現地に行くことが出来ない。)
☆特に寒冷地における漏水などの異常を早期発見することができる。

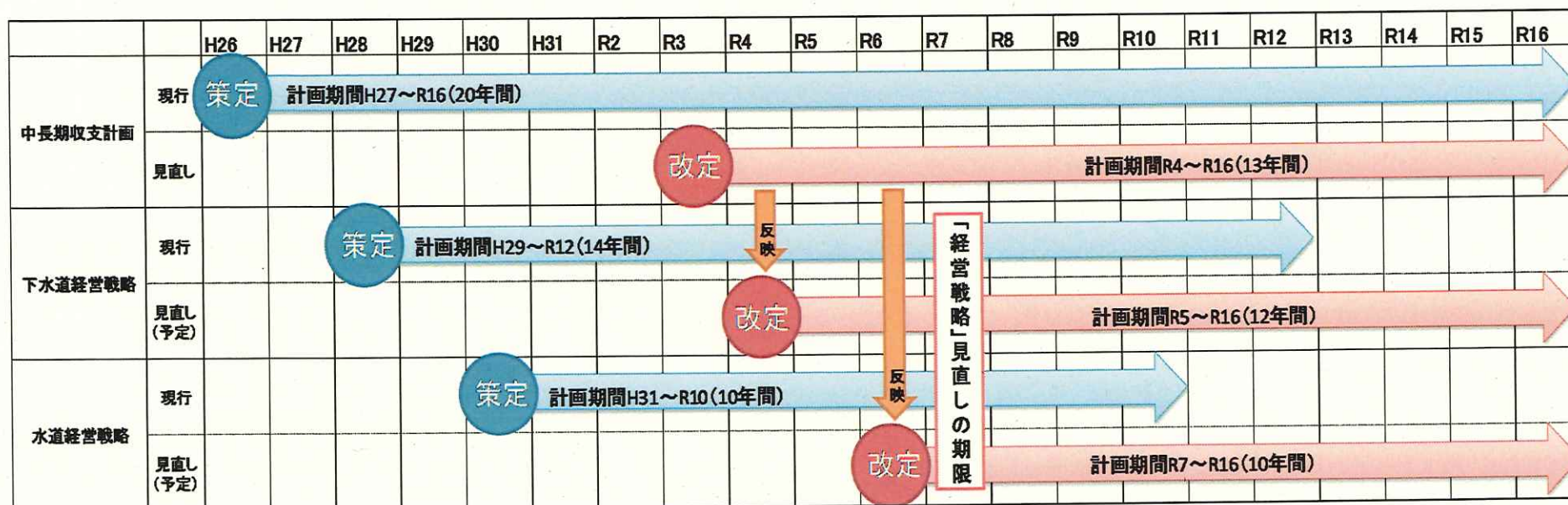
今後の展望

☆検針員の高齢化・担い手不足への対策⇒検針困難区域への設置
☆別荘地帯では漏水等発見が遅れ、過大水量が多発⇒早期発見のため設置
☆地域のニーズに沿って、計画的にスマートメーター化を拡大
⇒拡大に当たっては、費用が増大することから、IoT化、デジタル化を推進する国の支援を活用。
☆他分野との連携事業(お年寄り見守り機能など)

中長期収支計画の見直しに向けた
検証について

(東御市上下水道事業運営審議会資料)

1. 中長期収支計画見直しの背景



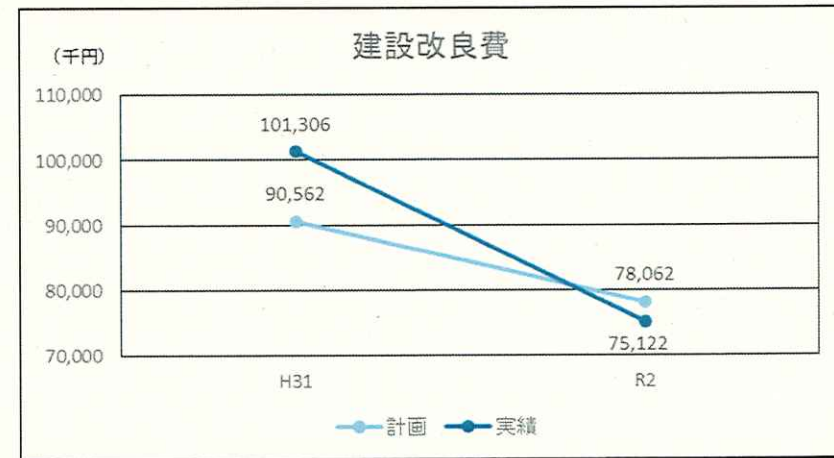
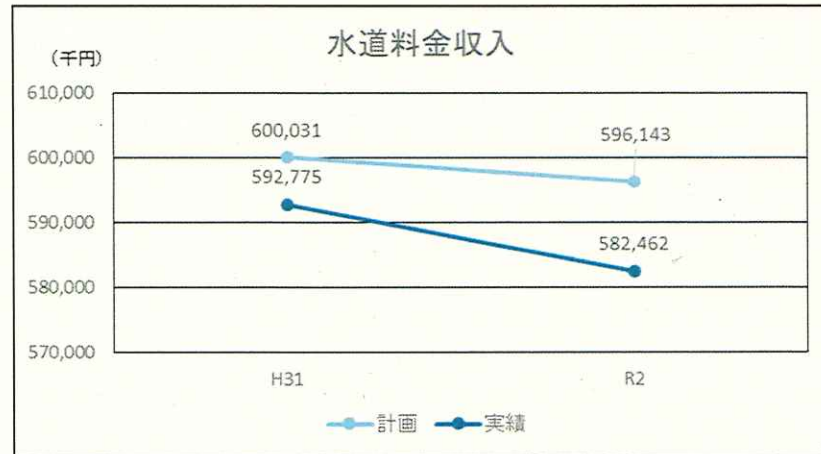
- 中長期収支計画 …H26年度策定（計画期間H27～R16年度、6年経過）
- 東御市下水道事業経営戦略…H28年度策定（計画期間H29～R12年度、4年経過）
- 東御市水道事業経営戦略 …H30年度策定（計画期間H31～R10年度、2年経過）

• 国が令和7年度までに「経営戦略」の見直しを求めている。

⇒経営戦略の見直しに先立ち、今年度中長期収支計画の見直しを行い、施設更新等の投資の計画を示し、それに伴う投資費用と財源となる収益の予測を基に将来の事業経営の健全性を検証する。併せて各経営戦略の投資財政計画の計画値と実績値の乖離分析を行う。

2. 水道事業検証

- 経営戦略策定時の投資試算、財源試算と実績の乖離およびその原因の検証



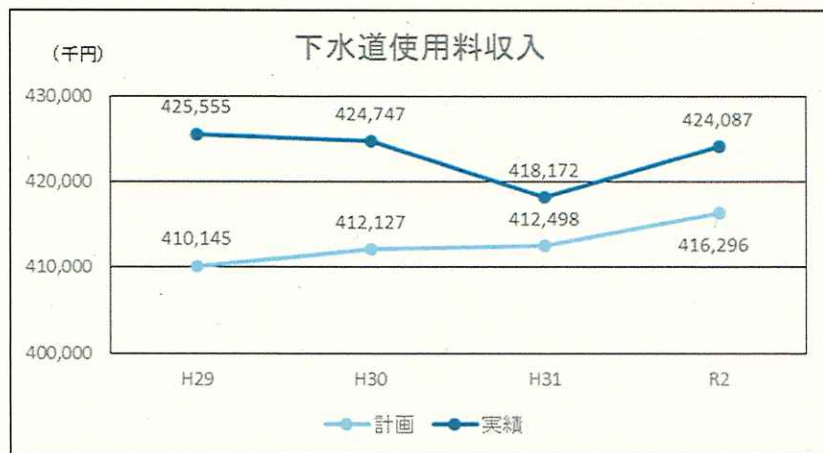
【分析及び課題】

水道料金については、H31・R2とも計画を下回り、長雨や日照不足、コロナ禍による影響も考えられるが、減少率が大きくなっている。収益予測の減少率を現在より高く設定し、計画の下方修正が必要と考えられる。

建設改良費について、H31は湯の丸配水池改築工事など実施し、計画値を超過したが、R2は計画値を下回った。水道事業について、R4年度をもって計画的に整備してきた石綿管布設替事業が完了する。よってR4年度に水道施設整備計画を策定し、具体的な投資事業を明らかにし、計画に反映することが必要と考えられる。

3. 下水道事業検証（※コミプラを除く）

- 経営戦略策定時の投資試算、財源試算と実績の乖離およびその原因の検証



【分析及び課題】

下水道使用料については、全ての年度で計画を上回った。収益予測の減少率を現在より低く設定し、計画の上方修正が必要と考えられるが、H31は大幅に減少、R2はコロナ禍の影響による増加となっているため、その点について考慮する。

建設改良費について、H30～31では計画に対し約1億円超過したものの、R2で大きく下回ったため、4年間の総額で比較すると、計画値以下に抑えられている（△約3千万円）。ただし、当初R2で計上していた東部浄化センター長寿命化工事がR3以降実施予定となったため、投資計画を見直し、収支計画に反映させる必要がある。

4. 見直しにおける主なポイント①

《収益的収支（3条会計）》

- 【水道】 【下水道】 収益的収支の主たる収入である水道料金、下水道使用料は、実績値を踏まえ、今後の収益の予測減少率を求め、修正を行う（水道は下方修正、下水道は上方修正）。
- 【水道】 【下水道】 建設改良費の見直しに伴い、営業費用に計上される減価償却費や営業外収益に計上される長期前受金戻入など資産に係る経費の見直しを行う。
- 【下水道】 統廃合事業の推進に伴い、セグメント別の移行を確実に行うとともに、実績値を踏まえ、営業費用内の維持管理経費に係る費用の見直しを行う。

4. 見直しにおける主なポイント②

《資本的収支（4条会計）》

- 【水道】 【下水道】 建設改良費については、施設の使用年数や老朽化の状況を踏まえ、更新の必要性和優先順位を基に見直しを行う。
- 【水道】 【下水道】 建設改良費計上の見直しに伴い、国庫補助、企業債など有利に活用できる財源を見込み、借入後の元利償還金も反映させる。
- 【下水道】 「東御市公共下水道全体計画」や「水循環・資源循環のみち」構想など他の計画で盛り込まれている事業と整合を図るとともに、年度ごとの収支バランスを考慮しながら、更新投資の平準化を行う。
- 【水道】 令和4年度に予定している水道施設整備計画に予定する事業との整合を図るとともに、年度ごとの収支バランスを考慮しながら、更新投資の平準化を行う。また、水道施設整備計画策定後に必要な見直しを行う。

⇒以上のポイントを踏まえ、中長期収支計画及び各経営戦略の見直しを今後行っていく。